

(様式6)

判断基準が法令の定めと言い尽くされている場合の当該法令の規定

審査基準(不利益処分関係)

法令名	港湾法	根拠条項	資料番号	2	担当課	港湾海岸課
			第37条 第4項	不利益処分の種類	港湾区域内における占用料、土石採取料の徴収	
<p>港湾法 昭和二十五年五月三十一日法律第二百十八号 (港湾区域内の工事等の許可)</p> <p>第三十七条 港湾区域内において又は港湾区域に隣接する地域であつて港湾管理者が指定する区域(以下「港湾隣接地域」という。)内において、左の各号の一に掲げる行為をしようとする者は、港湾管理者の許可を受けなければならない。但し、公有水面埋立法(大正十年法律第五十七号)第二条第一項の規定による免許を受けた者が免許に係る水域についてこれらの行為をする場合は、この限りでない</p> <ul style="list-style-type: none">一 港湾区域内の水域(政令で定めるその上空及び水底の区域を含む。以下同じ。)又は公共空地の占用二 港湾区域内の水域又は公共空地における土砂の採取三 水域施設、外郭施設、係留施設、運河、用水き@、よ@、又は排水き@、よ@、の建設又は改良(第一号の占用を伴うものを除く。)四 前各号に掲げるものを除き、港湾の開発、利用又は保全に著しく支障を与えるおそれのある政令で定める行為 <p>4 港湾管理者は、条例又は第十二条の二の規程で定めるところにより、港湾区域内の水域又は公共空地に係る第一項第一号又は第二号の許可を受けた者から占用料又は土砂採取料を徴収することができる。但し、前項に規定する者の協議に係るものについては、この限りでない。</p> <p>愛媛県港湾管理条例 (水域又は公共空地の占用等に係る占用料等)</p> <p>第9条の2 港湾区域内において又は港湾隣接地域内において、港湾法第37条第1項第1号又は第2号の許可を受けた者から、別表第1から別表第3までに定める占用料又は土砂採取料を徴収する。 ただし、同条第3項に規定する者の協議に係るものについては、この限りでない。</p> <p>別表第1から別表第3まで(略)</p>						

(様式6)

判断基準が法令の定めと言い尽くされている場合の当該法令の規定

A large empty rectangular box with a thin black border, occupying the central portion of the page. It is intended for the user to provide the specific provisions of the law mentioned in the header.